

第 1 0 回 鶴居村農業委員会総会会議録

令和 6 年 4 月 2 5 日 （木曜日）

第10回 鶴居村農業委員会々議録

1. 招集年月日 令和6年4月24日(木)
 1. 招集場所 鶴居村役場 2階 第1・2会議室
 1. 開 会 午前10時00分
 1. 招集委員 次のとおりである。

1 番	水本梨佳	2 番	増田慶一	3 番	瀧澤一成	4 番	塩越克哉
5 番	齊藤 滋	6 番	東 隆行	7 番	熊谷郁子	8 番	手塚信幸
9 番	明歩谷正志						

1. 出席委員 次のとおりである。

1 番	水本梨佳	2 番	増田慶一	3 番	瀧澤一成	4 番	塩越克哉
5 番	齊藤 滋	6 番	東 隆行	7 番	熊谷郁子	8 番	手塚信幸
9 番	明歩谷正志						

以上の結果 委員9名中9名出席

議長は、別紙のとおり本日の議事日程を報告した。

議長は、総会の会議録署名委員を会議規則第17条の規定により次のとおり指名した。

2 番	増田慶一	3 番	瀧澤一成
-----	------	-----	------

1. 議長は、総会の会期について諮った結果、次のとおり決定した。

4月24日 1日限り

事 務 局 長	第10回鶴居村農業委員会総会の開会に先立ち、ご報告申し上げます。 本日の出席委員は9名であります。 定足数に達しておりますので、本日の総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。 それでは、開会にあたり会長よりご挨拶をいただきます。
議 長	皆様おはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。皆様本日の総会には報告1件、議案6件を提案させていただいております。それでは慎重審議と会議の時間短縮に協力くださいますようお願い申し上げます、ただちに会議を開きます。 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により2番増田委員、3番瀧澤委員を指名いたします。 日程第2 会期の決定の件を議題とします。 おはかり致します。会期は、本日限りと致したいと思います。これにご異議ありませんか。
委 員 一 同	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。会期は本日限りといたします。 それでは、これより議案の審議に入ります。 日程第3 会務報告を議題とし、事務局長から報告を求めます。
事 務 局	石塚係長より報告 (会務報告あるも省略)
議 長	会務報告に関する質疑は、ありませんか。
委 員 一 同	(なしの声)
議 長	以上で会務報告を終わります。 ただ今の説明について何か質疑ございませんか。 (異議なしの声)

委員一同	異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたします。
議長	日程第4 報告第5号 農地等の賃貸借の合意解約についての件を議題と致します。事務局より内容の説明を求めます。
事務局	報告第5号 農地等の賃貸借の合意解約について 農地法第18条第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知があったので報告する。令和6年3月28日提出鶴居村農業委員会会長。 1件目 賃貸人〇〇〇〇、賃借人〇〇〇〇、契約期間が令和元年12月1日から令和6年11月30日までで賃借料が〇〇の契約でありましたが、令和6年4月24日に合意解約をした旨の通知書の提出がありました。所在地が〇〇面積〇〇他〇〇筆合計〇〇筆面積〇〇であり、離農による農地の返還のため解約となります。 2件目 賃貸人〇〇〇〇、賃借人〇〇〇〇、契約期間が令和2年6月1日から令和7年5月31日までで賃借料が〇〇の契約でありましたが、令和6年4月24日に合意解約をした旨の通知書の提出がありました。所在地が〇〇面積〇〇他〇〇筆合計〇〇筆面積〇〇であり、離農による農地の返還のため解約となります。 3件目 賃貸人〇〇〇〇、賃借人〇〇〇〇、契約期間が令和2年4月1日から令和7年3月31日までで賃借料が〇〇の契約でありましたが、令和6年4月24日に合意解約をした旨の通知書の提出がありました。所在地が〇〇面積〇〇他〇〇筆合計〇〇筆面積〇〇であり、離農による農地の返還のため解約となります。 4件目 賃貸人〇〇〇〇、賃借人〇〇〇〇、契約期間が令和3年3月1日から令和8年2月28日までで賃借料が〇〇の契約でありましたが、令和6年4月24日に合意解約をした旨の通知書の提出がありました。所在地が〇〇面積〇〇他〇〇筆合計〇〇筆面積〇〇であり、離農による農地の返還のため解約となります。
議長	ただ今の報告に対する質疑ございませんか。
委員一同	(なしの声)
議長	質疑なしと認めます。おはかり致します。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
委員一同	(異議なしの声)

議 長	異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたします。
事 務 局	日程第5 議案第22号 令和6年度鶴居村農業委員会活動計画(案)についての件を議題と致します。 事務局に内容の説明を求めます。 議案第22号 令和6年度鶴居村農業委員会活動計画(案)について 令和6年度鶴居村活動計画案について別紙のとおり決定したいので議決を求める。令和6年4月25日提出。鶴居村農業委員会会長。 次のページをご覧ください。 令和6年度鶴居村農業委員会活動計画 本村農業委員会は、農業・農村をとりまく厳しい状況を直視し、新たな基本法の方針を踏まえて地域における農業資源の保全、管理を通じて国際化に対応し得る農業経営と消費者の視点に立った安全・良質な農産物の生産、農業・農村社会の確率を目指します。 1活動目標 地域農業の活性化や体質の強い経営づくりを目指し、村・農業協同組合等関係団体との連携を図りながら、運動の目標を次のとおり定める。 (1) 農業資源の保全・利用を通じて、地域づくりを進める。 (2) 農業の国際化の下で、体質の強い経営づくりを進める。 (3) 農業者の代表として、きめ細かな農政活動を展開する。 (4) 全国農業新聞の推進及び農業者年金の加入推進に向けた取組等の実施をはかる。 (5) 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議案の議決を実施する。 2活動計画 農業者の代表機関として、地域の実情を把握し地域ごとの課題を踏まえた農政活動を展開するものとする。 (1) 農業資源・利用の取り組み 地域農業の活性化を図っていく上で、基礎的資源である農地を保全し活用することは、重要かつ基本的な事項である。このため、地域の農地利用の現状や意向等を常に把握するとともに、計画的かつ効率的な利用が図られるよう組織をあげて取り組む必要がある。特に、担い手不足によって遊休農地や耕作放棄地が発生することが予想されることから、その発生防止や解消等について関係機関と十分協議してその対策を進めるものとする。 (2) 体質の強い経営づくり 農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手への農地

		集積・集約化を加速し、生産コストを削減していく必要がある。そのために本委員会としても地域及び個人を支援することにより、担い手への農地集積・集約化を促進し、効率的かつ安定的な農業経営に寄与するために、新規就農者の促進や経営感覚にすぐれた担い手を育成することが肝要である。このため、村や農協等関係農業団体と連携して取り組むものとする。 (3) 地域に根ざした農政活動の展開 農業者の代表として、農業委員会に期待される活動は、農地法をはじめとする「農地の番人」としての法令業務のみならず、農業・農村の振興のための意見の公表、農業及び農業者に対する宣伝などきめ細かな農政活動が重要である。また、農業者をはじめ非農業者も含めた地域農業振興に関する幅広い意見の積み上げ活動を着実にを行うとともに、全国農業新聞等の資料を活用して農業者に対する情報提供と収集活動を展開し、農業資質の向上に努めるものとする。 (4) 農福連携活動の実施 農地の巡回時に、各農業委員がその地域に居住する高齢者宅への訪問活動を実施する。 3活動計画 活動の期間は令和6年4月から令和7年3月末までの1か年とする。
議 長		ただ今の説明について何か質疑ございませんか。
委 員 一 同		(なしの声)
議 長		質疑なしと認めます。おはかり致します。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
委 員 一 同		(異議なしの声)
議 長		異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたします。
事 務 局		日程第6 議案第23号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)についての件を議題と致します。 事務局に内容の説明を求めます。 議案第23号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について 私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現す

		る責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。 1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公平さを確保すること。 2. 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。 令和6年4月25日鶴居村農業委員会会長。
議 長	委員一同	ただ今の説明について何か質疑ございませんか。 (なしの声)
議 長	委員一同	質疑なしと認めます。おはかり致します。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長		異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたします。 日程第7 議案第24号 現況証明願の承認についての件を議題と致します。 事務局に内容の説明を求めます。
事 務 局		議案第24号 現況証明願の承認について。北海道農地法関係事務処理要領に基づき、願い出のあった別紙の現況証明について議決を求める。令和6年4月25日提出鶴居村農業委員会会長。 申請番号1所在〇〇登記簿地目〇〇現況地目〇〇面積〇〇他〇〇筆、合計〇〇筆面積〇〇、所有者〇〇申請人〇〇。 申請番号2所在〇〇登記簿地目〇〇現況地目〇〇面積〇〇他〇〇筆、合計〇〇筆面積〇〇、所有者〇〇申請人〇〇。 申請番号3所在〇〇登記簿地目〇〇現況地目〇〇面積〇〇他〇〇筆、合計〇〇筆面積〇〇、所有者〇〇申請人〇〇。 4月2日に水本委員、東委員、瀧澤委員と現況調査を行っております。

議 長	4月4日に塩越委員、手塚委員、熊谷委員と現況調査を行っております場所については別添資料をご覧ください。 (地図を元に説明) 以上です。 それでは、調査委員を代表して水本委員、塩越委員より報告をお願いします。
水 本 委 員	議案24号 現況証明願の承認について説明させていただきます。 3月総会議案第19号にて調査依頼のありました現地調査について、4月2日に東委員、瀧澤委員と私と事務局より石塚係長で調査をまいりました。申請番号1、2につきましては、農用地区域外となっており、現在農地として利用されていないこと、今後農地、採草放牧地として利用することが困難であると判断し、農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。 以上で報告を終わります。
塩 越 委 員	同じく議案24号 現況証明願の承認について説明させていただきます。 3月総会議案第19号にて調査依頼のありました現地調査について、4月4日に手塚委員、熊谷委員と私と事務局より石塚係長で調査をまいりました。申請番号3につきましては、鈴木農場西側の対象地については、積雪のため現地調査が困難なことから航空写真での調査といたしましたが、その他対象地については現地調査で対応しております。本件につきましては、農用地区域外となっており、現在農地として利用されていないこと、隣接する土地との兼ね合いから農地として適さないこと、今後農地、採草放牧地として利用することが困難であると判断し、農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。 以上で報告を終わります。
議 長	只今水本委員、塩越委員より報告がありましたように、本件判定地目を農地・採草放牧地以外とすることに異議ございますでしょうか。
委 員 一 同	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたします。 日程第8 議案第25号 現況証明の交付申請についての件を議題と致します。事務局より内容の説明を求めます。

事 務 局	議案第25号 現況証明の交付申請について 次のとおり、現況証明願があったので審議を求める。令和6年4月25日鶴居村農業委員会会長。 申請番号1 所在〇〇登記簿地目〇〇現況地目〇〇面積〇〇他〇〇筆、合計〇〇筆面積〇〇、所有者〇〇申請人〇〇。 申請番号2 所在〇〇登記簿地目〇〇現況地目〇〇面積〇〇他〇〇筆、合計〇〇筆面積〇〇、所有者〇〇申請人〇〇。
議 長	ただ今の説明について何か質疑ございませんか。
増 田 委 員	非農地から農地また、農地から非農地にする理由はなにか。
事 務 局	非農地から農地については、登記簿地目が農地でないため合理化に入れることができない。よって、農地にしてから合理化に入れるとのこと。 農地から非農地については、登記簿地目が農地のため総会を通さないと売買できない。よって、非農地にしてから売買するとのこと。
議 長	他に質疑ございませんか。
委 員 一 同	(なしの声)
議 長	それでは、私の方から現況調査委員を指名することにご異議ありませんか。
委 員 一 同	(異議なしの声)
議 長	申請番号1、2について増田委員・水本委員・熊谷委員を指名致します。おはかり致します。この3名に決定することに対し、ご異議ありませんか。
委 員 一 同	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めこの3名に決定いたします。
	日程第9 議案第26号 農地等の利用集積計画の決定についての件を議題と致します。 事務局より内容の説明を求めます。
事 務 局	議案第26号 次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(所有権移転、利用権設定)について、基盤強化法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知)の第9の3の(1)の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求める。令和6年4月25日提出鶴居村農業委員会会長。

所有権設定について、

申請番号1、所在〇〇登記簿地目〇〇現況地目〇〇面積〇〇他〇〇筆、合計〇〇筆面積〇〇、譲渡人〇〇受人〇〇、利用目的〇〇、売買価格〇〇円、㎡あたり41.4円。もともと〇〇氏が自分で使用していた土地です。

賃貸権設定について、

申請番号2、所在〇〇登記簿地目〇〇現況地目〇〇面積〇〇他〇〇筆、合計〇〇筆面積〇〇、譲渡人〇〇受人〇〇、利用目的〇〇、賃貸価格〇〇円、新規案件で㎡あたり1.0円。

申請番号3、所在〇〇登記簿地目〇〇現況地目〇〇面積〇〇他〇〇筆、合計〇〇筆面積〇〇、譲渡人〇〇受人〇〇、利用目的〇〇、賃貸価格〇〇円、新規案件で㎡あたり2.0円。

申請番号4、所在〇〇登記簿地目〇〇現況地目〇〇面積〇〇他〇〇筆、合計〇〇筆面積〇〇、譲渡人〇〇受人〇〇、利用目的〇〇、賃貸価格〇〇円、新規案件で㎡あたり1.6円。

申請番号5、所在〇〇登記簿地目〇〇現況地目〇〇面積〇〇他〇〇筆、合計〇〇筆面積〇〇、譲渡人〇〇受人〇〇、利用目的〇〇、賃貸価格〇〇円、新規案件で㎡あたり1.8円。

申請番号6、所在〇〇登記簿地目〇〇現況地目〇〇面積〇〇他〇〇筆、合計〇〇筆面積〇〇、譲渡人〇〇受人〇〇、利用目的〇〇、賃貸価格〇〇円、新規案件で㎡あたり2.5円。

申請番号7、所在〇〇登記簿地目〇〇現況地目〇〇面積〇〇他〇〇筆、合計〇〇筆面積〇〇、譲渡人〇〇受人〇〇、利用目的〇〇、賃貸価格〇〇円、継続案件で㎡あたり1.0円。

申請番号8、所在〇〇登記簿地目〇〇現況地目〇〇面積〇〇他〇〇筆、合計〇〇筆面積〇〇、譲渡人〇〇受人〇〇、利用目的〇〇、継続案件で

		使用貸借です。 申請番号9、所在〇〇登記簿地目〇〇現況地目〇〇面積〇〇他〇〇筆、合計〇〇筆面積〇〇、譲渡人〇〇受人〇〇、利用目的〇〇、賃貸価格〇〇円、継続案件で㎡あたり1.8円。 申請番号10、所在〇〇登記簿地目〇〇現況地目〇〇面積〇〇他〇〇筆、合計〇〇筆面積〇〇、譲渡人〇〇受人〇〇、利用目的〇〇、賃貸価格〇〇円、継続案件で㎡あたり2.3円。 場所については別添資料をご覧ください。 (地図を元に説明)
議 員	長	ただ今の説明について何か質疑ございませんか。
委 員	一 同	(なしの声)
議 員	長	おはかり致します。 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
委 員	一 同	(異議なしの声)
議 員	長	異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたします。
事 務 局		日程第10 議案第27号公益財団法人北海道農業公社への農用地買入協議についての件を議題と致します。事務局より内容の説明を求めます。 議案第27号 公益財団法人北海道農業公社への農用地買入協議について農業経営基盤強化促進法第15条第1項に基づき、所有権移転に係る利用調整の申出があった下記の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、同法第16条第1項に基づき要請することに議決を求める。令和6年4月25日提出鶴居村農業委員会会長。場所については別添資料をご覧ください。所在〇〇登記簿地目〇〇現況地目〇〇面積〇〇他〇〇筆、合計〇〇筆面積〇〇、譲渡人〇〇受人〇〇、利用目的〇〇、売買価格〇〇円、㎡あたり25.1円となっております。本件、農地保有合理化事業による買入となっており、利用集積は本来、買い手と売り手で契約を結びますが、この合理化事業では、間に農業公社が入り、公社が農地を買入、買い手に対し最大5年の貸付を行った後に売買する形となっております。今回の議案は村に対して買入協議の要請をするもので

		あり、この後は村が公社と手続きを行うこととなります。 事務局の説明を終わります。
議	長	ただ今の説明について何か質疑ございませんか。
委 員 一 同		(なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。おはかり致します。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
委 員 一 同		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたします。 以上で提案致しました議案の審議は全て終了致しました。 これをもって、第10回鶴居村農業委員会総会を閉会いたします。 以上会議の顛末を記録し、会議録とする。(閉会時刻午前11時00分) 令和6年4月25日